

指 示

平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日

埼玉県知事
上田 清司 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 4 年 1 0 月 1 6 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

埼玉県ときがわ町、横瀬町及び皆野町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。